

# 宿泊税導入までの手続きについて

## 1. 特別徴収義務者の登録（手引 13 ページ参照）※事業者→役場

◆郵送または持参により提出書類をご提出ください。

◆提出書類

① 宿泊税特別徴収義務者申告書（第2号様式）

※ 申告者が個人の場合は、マイナンバーカード又は番号確認書類及び本人の身元確認書類の提出が必要です。

② 宿泊税特別徴収義務者登録申告に係る届出書

③ 旅館業営業許可書（写）又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）

④ 宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）（写） 提出不要

※ 実質的経営者を特別徴収義務者に指定する場合（施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合）は、提出書類①～④に加え、次の書類を添付してください。

⑤ 実質的経営者である旨の申立書

⑥ 許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等（写）

⑦ 宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）

※ ⑥の契約書面等で確認できる場合は不要

## 2. 宿泊税導入対応支援交付金の交付 ※役場→事業者

◆上記の申告書受理後、交付手続きを進めます。

## 3. 特別徴収義務者証等の送付：令和6年9月から順次 ※役場→事業者

◆宿泊税特別徴収義務者証、特別徴収事務の手引等をお届けします。

◆納期の特例等の申告について説明します。

### お問い合わせ先

ニセコ町税務課宿泊税係 担 当：松田 / 不在時：鈴木

電 話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500

メール：zeimu@town.niseko.lg.jp